

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）概要版

「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画で、横浜市役所が実施する事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置をとりまとめたものです。

1 計画の概要

- (1) 計画対象期間 2022年度から2030年度まで
- (2) 対象範囲 横浜市役所が実施する全ての事務及び事業
- (3) 削減目標 2030年度に基準年度（2013年度）比で50%削減

温室効果ガス目標排出量・削減率 (単位:万t-CO₂)

	基準年度排出量 (2013年度)	2030年度目標	
		目標排出量	削減率 (2013年度比)
総排出量	91.6	46.0	▲50%
庁舎等	17.3	4.9	▲72%
主要事業	① 一般廃棄物処理事業	32.8	16.4 ▲50%
	② 下水道事業	18.1	9.0 ▲50%
	③ 水道事業	6.8	3.2 ▲54%
	④ 高速鉄道事業	5.0	4.0 ▲20%
	⑤ 自動車事業	3.4	3.2 ▲5%
	⑥ 教育事業	6.1	3.8 ▲37%
	⑦ 病院事業	2.1	1.5 ▲31%

(注1) 「庁舎等」の範囲は、主要事業以外の庁舎・施設等、公用車（主要事業に含まれない車両等）。

(注2) 「削減率」の「▲」は減少を示しています。

(注3) 今後エネルギー使用量の増減が見込まれる事業については、その影響を反映した目標を設定しています。

2 取組事項

(1) 全事業において実施する取組

① 公共施設の新築・改修等における取組

- 2030年度までにLED等高効率照明の割合100%を目指し、導入を推進
- 「公共建築物における環境配慮基準」等に基づく環境性能の高い施設の整備(ZEB^{※1}化の推進)
- ESCO事業の継続実施
- 公共建築物長寿命化対策事業等の省エネ改修等の実施
- エネルギー利活用技術の推進
(市内小中学校に蓄電池を設置し、平常時には電力の需給バランス調整、非常時には防災用電源として使用するVPP^{※2}（バーチャル・ワープ・ラント）の活用、DR^{※3}（デマンド・レスポンス）事業の継続)

② 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組

- 太陽光発電設備の導入を推進し、2030年度までに設置可能な公共施設の約50%に導入(PPA事業^{※4}の活用等)
- 使用する電力のより一層のグリーン化、再生可能エネルギー電力等の調達(環境価値の活用等)

③ 公用車における取組

- 一般公用車^{※5}の更新・新規導入の際は、次世代自動車等^{※6}の導入を原則とし、2030 年度までに次世代自動車等の割合 100%を目指し導入を推進

④ 施設の運用及び職員が実施する取組

- 全庁一丸となったエネルギー管理の推進
(事業ごとにエネルギー消費削減量の指標を設定し、エネルギー管理を徹底)
- 全職員が取り組む対策の推進
(省エネ行動の実践、ワーカーライフバランスの推進、デジタル化の推進 等)

(2) 主要事業の特性を生かした主な取組

① 一般廃棄物処理事業：プラスチックごみの削減、

ごみ焼却工場で発電した環境にやさしいエネルギーの地産地消

② 下水道事業：最新技術を導入した温室効果ガス(N₂O)低排出型の汚泥焼却炉への更新

③ 水道事業：自然エネルギーを活用した自然流下系施設(浄水場等)の優先的整備、 消費電力の削減に寄与する配水ポンプ設備の導入

④ 高速鉄道事業：高効率の主電動機や制御装置を採用した新型車両(4000形)の導入

⑤ 自動車事業：エコドライブの徹底による燃費向上の推進、環境に配慮した車両(燃料電池バス等)の導入

⑥ 教育事業：学校新設時等における高効率設備等の導入、PPA事業を活用した太陽光発電等の導入

⑦ 病院事業：市民病院におけるエネルギープロバイダ事業者と協力した温室効果ガス排出削減対策の推進

3 進捗管理

- 全庁的な推進体制により、進捗状況の点検・評価や、課題・改善点の共有を行い、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、目標達成に向けた取組を推進
- 進捗状況（温室効果ガス排出量やエネルギー使用量、各種取組事項等）は毎年度定量的に把握し、各区局において、進捗管理指標に基づき点検・評価を実施
- 計画の進捗状況は毎年度ホームページ等で公表
- 学識経験者や市内事業者など有識者等による外部評価や、環境創造審議会への報告等を実施

<用語の説明>

※1 ZEB：一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入によりエネルギー消費量を更に削減した建築物

※2 VPP：蓄電池・電気自動車やネガワット（節電した電力）といったエネルギーリソースを、IoTを活用した高度なエネルギー管理技術によって遠隔・統合制御し、あたかも1つの発電所のような機能を提供する仕組みのこと。

※3 DR：電力が不足した際の需給バランス調整のために、仲介業者（アグリゲーター）からの要請に応じて需要家が節電を行うことをいう。仲介業者からの要請に需要家が応じることができた場合は、需要家は報酬を得ることができる。

※4 PPA事業：設備設置事業者（PPA事業者）が施設に太陽光発電設備を設置し、施設側は設備で発電した電気を購入する。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用できる。

※5 一般公用車：収集車・消防車・救急車・バス等を除く乗用自動車・貨物自動車

※6 次世代自動車等：次世代自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））及びハイブリッド自動車（HV）